

令和7年8月 時津町農業委員会総会

日時 令和7年8月25日（月曜日）10時～10時40分

場所 時津町役場第2庁舎3階会議室

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 農用地利用集積等促進計画・一括方式（受付番号第1-23号）

日程第3 議案第2号 非農地証明書交付願（受付番号1-22号）

日程第4 報告第1号 時効取得を原因とする農地の移転について（受付番号第1-21号）

3. 出席委員

○農業委員（11名）

1番 朝長 克二（欠席） 2番 吉川 博美 3番 坂本 敬治

4番 小畷 栄一 5番 高橋 達男（欠席） 6番 溝上 勝也

7番 池田 稔 8番 濱田 信 9番 渡辺 洋一

10番 水口 直樹 11番 辻 文美

○農地利用最適化推進委員（3名）

1番 岳田 稔人 2番 溝上 直美 3番 植田 秀之

4. 議事録署名人 2番 吉川 博美 4番 小畷 栄一

議事録

○議長 皆さんおはようございます。本日の出席委員は農業委員9名、推進委員3名であります。会議規則第7条の規定の定数に達しておりますので、これより令和7年8月農業委員会総会を開催いたします。日程第1、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は会議規則第14条の規定に基づき、2番吉川委員、4番小畠委員を指名いたします。日程第2、議案第1号を議題とします。事務局は説明をお願いします。

○事務局 議案第1号について説明いたします。1ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案です。こちらは農地中間管理事業による農地の賃貸借の更新となっています。農地中間管理機構に賃貸借権の設定等を行う者は西時津郷〇〇、〇〇さん、農地中間管理機構を通じて賃貸借権の設定等を受ける者は西時津郷〇〇、〇〇さん、農地は西時津郷〇〇と〇〇、地目は畑、現況地目は樹園地、地積合計は1866㎡、市街化調整区域の第2種農地です。こちらは中間管理事業により令和2年11月10日から5年間の賃貸借契約を行っていましたが、令和7年11月9日で契約が終了することに伴い、5年間の契約更新を行うものです。契約期間は令和7年11月10日から5年間、借賃は年額25,000円、支払いは6月に口座振替を行います。2ページは〇〇さんの農業経営の状況です。現在の耕作面積は20,557㎡、主たる経営作目はみかん、世帯員が2人、年間延べ労働日数は210日です。3ページは法令順守状況です。〇〇さんは法令違反ありません。今後、計画案を町から中間管理機構へ提出する予定です。以上で議案第1号の説明を終わります。

○議長 本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。担当地区の委員さんは現地を見られていますか。

○10番 〇〇さんは精力的に取り組まれており、西彼の方でも1町ほどやられてい

ます。最近、少し、体力的な不安などもあるようですが、大丈夫だと思います。

○議長　ほかにありませんか。ないようでしたら、議案第1号に賛成の方の挙手を求めます。挙手多数と認めます。よって議案第1号は原案どおり決定することといたします。日程第3、議案第2号を議題とします。事務局は説明をお願いします。

○事務局　議案第2号について説明いたします。4ページをご覧ください。非農地証明書交付願です。願出人は野田郷〇〇、〇〇さん、農地は野田郷〇〇、地目は田、地積は62㎡、市街化調整区域内の第2種農地です。7、8ページは位置図です。農地は〇〇から〇〇に抜ける道の途中で左側に入ったところで〇〇の東側付近です。9ページは現況写真です。〇〇の敷地内で駐車場の一部が今回申請の農地です。非農地となったことが公的な記録として残っている平成7年から数えても30年以上が経過しており、周囲は全て非農地という状況で、今後、農地としての活用が見込めないため、非農地証明を行うものです。議案第2号については以上です。

○議長　本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。

○8番　今回の農地は農地として課税されていたのか。

○事務局　平成7年に〇〇が事業を開始しており、当時から現況地目は雑種地で、現況課税されています。

○議長　ほかにありませんか。ないようでしたら、議案第2号に賛成の方の挙手を求めます。挙手多数と認めます。よって議案第1号は原案どおり決定することといたします。日程第4、報告が1件あります。事務局は説明をお願いします。

○事務局　報告事項について説明いたします。報告第1号ですが、11ページをご覧ください。時効取得を原因とする農地の移転についてです。権利者は日並郷

〇〇、〇〇さん、義務者は日並郷〇〇、〇〇さん、農地は日並郷〇〇と〇〇、地目は畑、地積合計は414㎡です。12ページは長崎地方法務局からの通知です。通知日は令和7年7月18日、受付年月日は令和7年6月25日、登記原因日付は平成17年6月22日の時効取得、登記の目的は所有権移転です。13ページは位置図ですが、今回の時効取得の経緯としましては、平成17年6月22日に今回の農地の隣接地である日並郷〇〇の農地を住宅建設のため、〇〇さんから〇〇さんに所有権移転し、第5条許可を受けたことが原因となります。〇〇さんの自宅が建ったことで今回の農地が宅地と別の方の農業用施設（ハウス）に囲まれるような形となり、農地としての活用ができておらず、実質的に〇〇さんが20年以上管理していました。当時の農地所有者の〇〇さんと管理者の〇〇さんは既に亡くなっておりまして、各々の相続人である〇〇さんと〇〇さんが連名で時効取得の申請を行ったものです。届出農地は〇〇の東側、〇〇の南側付近の農地です。以上で報告事項の説明を終わります。

○議長

報告事項についてご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら報告を終わります。以上を持ちまして、本日の総会は閉会します。次回の総会は9月25日（木）午前10時から第2庁舎3階会議室で開催します。